

# 令和7年度「福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務」委託契約に係る企画提案公募実施要領

令和7年度に実施する「福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務」委託契約に係る事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案公募を行う。

## 1 事業の概要

訪問看護ステーション間の連携や人材育成等に係る研修会・交流会等を開催することにより、訪問看護ステーション間の連携・協力関係の構築を推進し、24時間・365日対応可能な訪問看護体制の整備を図る。

## 2 事業の実施方法等

業務委託仕様書のとおり。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 予算規模

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 企画提案公募参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと（一般競争入札の参加者の資格）。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 委託業務に係るノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

## 6 企画提案公募スケジュール

### (1) 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

ア 本業務の内容など企画提案公募に関する質問は、質問票により、メールで受け付けるものとする。

イ 質問の受付期間は、6月13日（金）から6月20日（金）15時までとする。

ウ 回答は、6月23日（月）までに福岡県庁ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみにメールにて

回答することとする。

エ メール送付先は、「10 企画提案書提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

## (2) 企画提案書提出期限

日時：令和7年6月27日（金）16時必着

提出方法：持参又は郵送

※ 期限を過ぎた場合は受け付けない。また、期限後の資料の追加又は修正は受け付けない。

※ 電子ファイルでの提出は不可。

## (3) プレゼンテーションの実施

実施日時：令和7年7月3日（木）13時30分～15時30分（予定）

場 所：福岡県庁

方 法：原則、集合開催。希望する事業者はオンライン参加も可とする。

※ 企画提案者が3者を超えた場合は、企画書による事前評価を行い、優秀であると評価された上位3者にプレゼンテーションを求めることとする。その場合の事前評価は文書で通知する。

※ 企画提案者が1者の場合など、プレゼンテーションは実施せず、書面審査とすることがある。

※ 各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書受理後、別途連絡する。

## (4) 受託候補者の決定

決定時期：令和7年7月4日（金）（予定）

※ 結果については文書で通知する。

※ 受託候補者の決定後、受託候補者から見積書を徴した上で、契約を締結する予定。

## (5) 契約の締結

ア 締結の時期

令和7年7月下旬（予定）

イ 契約保証金（福岡県財務規則第169条及び第170条関係）

契約を締結するに当たって受託業務は、契約金額100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければならない。提供された契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約が良好に履行されたと確認された場合に還付する。

但し、下記のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

(ア) 受託業者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。

(イ) 受託業者が、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月28日福岡県告示第339号）を有する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上

にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※契約締結の際に、所定様式による暴力団排除に関する誓約書を提出するものとする。

## 7 企画提案公募実施手続

### (1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、別添「業務委託仕様書」のほか、以下に掲げる事項を盛り込んで記載すること。

ア 企画のコンセプト

イ 事業実施計画

・委託業務の全体フロー

ウ 事業の実施体制、運営管理方法

・事業実施に係る企画立案体制、運用管理体制

・事業を管理する者の経歴、事績等

・関係機関との連携体制

エ 委託事業を適切に実施するための必要な実績

・当事業類似の事業等を企画及び実施した実績（具体的に記載）

オ 事業者の概要に関する資料

・今回の企画提案に当たり、共同提案事業者等があれば併せて記載

カ 個人情報保護に関する事項

・個人情報保護に関する規定等を提示

「8 審査の方法」の選定基準を踏まえた企画提案とすること。

### (2) 応募の無効

5に示した参加資格がない者及び提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とする。

### (3) 企画提案書の様式及び提出部数

様式：A4判横置き、片面印刷

提出部数：15部

※ 電子ファイルでの提出は受け付けない。

### (4) その他

ア 提出された企画提案書等は福岡県に帰属するものとし、返却はしないものとする。なお、提出された企画提案書等は選定以外の目的には使用しない。

イ 企画提案書の作成に要した費用、その他募集に要した費用については応募者の負担とする。

## 8 審査の方法

(1) 受託業者の選定は、県が設置する選定委員会により行うものとし、企画提案書の内容を審査し、最も優秀な企画提案を行った1者を選定する。

なお、企画提案者が1者のみであった場合は、選定委員会において内容を審査の上、適否を決定する。

### 【選定基準】

以下の評価項目を数値化して採点を行う。

- ① 事業の実施方針及び取組姿勢
- ② 必要な事業実施体制の確保
- ③ 実効性があり実行が可能な事業の提案
- ④ 類似業務の実績
- ⑤ 個人情報保護に関する取組
- ⑥ 関係機関との連携体制

(2) プレゼンテーションについて

ア プレゼンテーションは15分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、企画提案書やプレゼンテーション内容等について5分程度質疑応答を行う。

ウ プレゼンテーションは、提出された企画書と同じものを使用することとする。選定委員には、7(3)により提出されたものを事務局で事前に配布を行う。

## 9 著作権について

(1) 本業務により制作された成果物の著作権及び著作権は、県に帰属する。

(2) 受託業者は、県に提出した成果物の中に受託業者が保有する既存著作物が含まれる場合は、その利用について承諾するものとする。

## 10 企画提案書提出先及び問い合わせ先

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課在宅医療係（担当：中間、西田）

所在地 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092(643)3275

Email [zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp)